

福山・府中二次保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

福山・府中二次保健医療圏

平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場として、福山・府中二次保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 調整会議の委員は、福山・府中保健対策協議会の保健医療計画委員会の構成員を基本にして構成する。

- 2 調整会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第 3 条 調整会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長は、委員長が議事に関し直接の利害関係となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。
- 4 委員長は、委員の代理を認めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 4 条 調整会議の事務局は広島県東部保健所福山支所に置く。ただし、事務局運営業務を福山・府中地域保健対策協議会に委託することができる。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。